

# 重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

## 1 事業所の概要

事業所名	藤沢市藤沢東部地域包括支援センター
所在地	藤沢市大鋸3-1-30
事業者指定番号	第 1402200164 号
管理者・連絡先	柏木 智憲 電話：0466-55-5570
サービス提供地域	藤沢市内以下の地域 朝日町、西富、藤沢・大鋸・本町・藤が岡の各一部地域

## 2 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管理者	1名（兼任）
保健師等	1名（常勤 1名、非常勤 0名）
主任介護支援専門員	2名（常勤 2名、非常勤 0名）
社会福祉士	2名（常勤 2名、非常勤 0名）

## 3 事業所の営業日及びサービス提供時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、土曜日・日曜日、年末年始（12月29日から1月3日を除く。）

(2) サービス提供時間 午前9時～午後5時30分

## 4 介護予防支援等の提供方法

介護予防支援等の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいようわかりやすく説明を行うとともに、相談に応じる。
- (2) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接したうえで適切な方法で利用者の課題分析を行う。

## 5 介護予防支援等の内容

介護予防支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する。
- (2) 介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう支援すべき総合的な課題を把握する。
  - ① 運動及び移動
  - ② 家庭生活を含む日常生活
  - ③ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
  - ④ 健康管理
- (3) 利用者の課題分析の結果等を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成する。
- (4) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- (5) 当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得て、介護予防サービス計画とする。
- (6) 当該介護予防サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。

- (7) 介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、サービスごとの計画書の提出を求める。
- (8) 指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、サービスごとの計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取する。
- (9) 介護予防サービス計画作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。実施状況の把握にあたっては、少なくともサービス提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価機関が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者面接する。利用者の自宅を訪問しない月においては、可能な限り指定介護予防サービス事業所を訪問する等の方法により利用者面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施するとともに、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。
- (10) 指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供する。
- (11) 介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価する。
- (12) 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。また、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への意向がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。

## 6 利用者負担金

(1) 厚生労働大臣及び藤沢市が定める基準によるものとします。ただし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はありません。

(2) 事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

## 7 当法人のサービスの方針等

「あたたか、安心、いきいき」の法人理念のもと、各専門職が介護保険法に規定される基準に従い、それぞれが専門分野での役割を担い、職員全員が連携して知識や技能を集結し、引継ぎケースの円滑な移管、地域や各関連機関とのネットワーク構築、地域における包括ケアの提供に向けての運営を行っていきます。

## 8 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名： 連絡先：
緊急連絡先	氏名： 続柄（ ） 連絡先：

## 9 相談窓口、苦情・ハラスメント対応

○ サービスに関する相談や苦情・ハラスメントについては、次の窓口にご連絡願います。

当センター	電話番号 0466-55-5570
苦情相談窓口	fax 番号 0466-55-5571
	相談員（責任者） 柏木 智憲

	対応時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 (土・日曜日、12月29日～1月3日を除く)
--	---

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

藤沢市役所 介護保険課 (介護予防支援関係)	所在地 藤沢市朝日町1-1 電話番号 0466-50-8270 対応時間 午前8時30分～午後5時 (土・日曜日・祝祭日は除く)
藤沢市役所 高齢者支援課 (介護予防ケア マネジメント関係)	所在地 藤沢市朝日町1-1 電話番号 0466-50-3523 対応時間 午前8時30分～午後5時 (土・日曜日・祝祭日は除く)
神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 横浜市西区楠木町27-1 電話番号 045-329-3447 利用時間 午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日・祝祭日は除く)

※ 国保連は、介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。

## 10 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 柏木 智憲
-------------	-----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを藤沢市に通報します。

### 1.1 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 1.2 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生において、利用者指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 1.3 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人永寿会
代表者名	理事長 川島 進

法人所在地・電話	藤沢市城南1-22-7 0466-36-8101
業務の概要	介護保険事業 保育園の事業
事業所数	7事業所

#### 1.4 介護予防サービス・支援計画書原案作成委託先居宅介護支援事業者

事業所名	
所在地	
事業者指定番号	
管理者・連絡先	
サービス提供地域	藤沢市内以下の地域 朝日町、西富、藤沢・大鋸・本町・藤が岡の各一部地域

【 説明確認欄 】

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約書、説明書、個人情報同意書、重要事項説明書の締結にあたり、上記のとおり説明しました。

年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

家族 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

立会人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

（注）「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行え

る方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

(事業者) 所在地 藤沢市大鋸 3 - 1 - 3 0

事業者名 藤沢市藤沢東部地域包括支援センター

代表者名 川島 進 (印)

説明者 \_\_\_\_\_

(業務委託先・居宅介護支援事業者) 事業者名 (法人名) \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

※ 居宅介護支援事業者欄は、居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書原案の作成を希望された場合 (契約の代行を含む) のみ記入